

Title	わが国における産業革命下の児童保護
Sub Title	Children's welfare of Japan under industrial revolution
Author	小松, 隆二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.1 (1978. 2) ,p.23- 37
JaLC DOI	10.14991/001.19780201-0023
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19780201-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

わが国における産業革命下の児童保護

小 松 隆 二

はじめに

わが国ではじめて近代的な理念に支えられる児童養護施設として石井十次が岡山孤児院を創設(1887年)してから90年、また第2次世界大戦後にいたり、わが国ではじめて体系的で独立の性格をもつ児童福祉立法としての児童福祉法が制定(1947年)されてから30年の歳月が経過した。戦後、わが国でも児童福祉はたしかに急速に発展した。人間成育の出発点として、またその後の成長にとってかけがえのない時代として、すべてのものが経験する児童期の重要性はいまさら断るまでもない。しかし、人口過剰を常態としてきたわが国では、ヨーロッパやオセアニア州に比べて、児童保護は十分にかえりみられることがなかった。児童保護に力を注ぐ時期があったとすれば、第2次大戦下の健民健兵政策の一環としての「児童愛護」のように他により大きな目的があって、児童保護を手段として扱うような場合であった。

それにしても、まず理念上の、ついで実際面での戦後の児童福祉の前進や各段階でのあり様も、戦前の状況と切りはなしては考えることができない。その特徴・性格も是非・善悪も戦前の足跡や特徴・性格の上にはじめて成育したものであった。

著者は、本誌第69巻7号(1976年10月)に「わが国における児童救護事業の成立」という小稿を發表した。今回はそれにつづく一篇として日清戦争につづく時期の、いわば産業革命下の児童保護の問題を取りあげることにしたい。ただ戦前期の児童保護に関する研究は、未だ基礎的な調査・研究をつみかさねる段階なので、ことさらその時期の状況と、その後の時期、さらには第2次世界大戦後の時期の状況を単純に結びつけたり、また最終的な評価を下したりすることはしない。まず産業革命下の児童保護の実態や特徴を明らかにするのが、本稿の目的である。

I 産業革命と社会問題

1

日清戦争は、条約改正の達成や工業化の進展を背景にして、わが国の資本主義に大きな飛躍への

踏台を与えた。

日清戦争に勝利したわが国は、のちに三国干渉によって還付することになる遼東半島をはじめ、台湾、澎湖島の割譲、さらに約3億円という多額の賠償金をえて、繊維工業の機械化、機械工業の育成、八幡製鉄所の創業など工業化を着々とすすめ、産業革命を推進した。当然、それは、労働力需要を増大させ、労働問題の発生をも促した。それに対する労働者の対応も、継続性をもつ労働組合の結成となってあらわれ、はじめて組織的な動きが大きく脚光をあびることになった。職工義友会の後身である労働組合期成会の指導と影響の下に成立した鉄工組合、日鉄矯正会、活版工組合の3組合の動きがそれであった。この間、産業革命の進行を背景に、階級分化もすすみつつあり、社会福祉的施策の主たる対象になる下層社会と労働者階級の形成もすすめられた。それは、貧困・貧民問題の全般化にも通じるものであったが、時代の推移とともに、その中でも最下層の窮乏層と初期賃労働者の分化も次第に進行する。そのあらわれが、一方で貧民研究会、社会問題講究会、社会問題研究会の結成であり、他方でたんなる窮乏層やルンペン・プロレタリアートとは異なる層としての賃金労働者の階級としての形成と労働組合運動の開始であった。

またこの時期には、多くの災害、戦争、恐慌も発生した。これらがさらに新しい救済対象の生成をももたらし、社会福祉の歴史展開に1つの弾みとなる契機を提供することになっていく。資本主義経済の発展は、補正や保障のシステムを用意しておかないかぎり、つねに新しい社会問題や矛盾を生みだしていくが、産業革命期に入って、あらゆる領域で躍進するわが国でも、その点は例外ではなかった。そこにも、救済措置の需要が増大し、社会福祉の歴史展開に新しい胎動を促す契機が用意されるのを見ることができるのである。

2

産業革命は、一方で富国強兵・殖産興業政策の延長上によりよい国造りをめざす国家主義的な、また理想主義的な視点や活動の躍動を生みだしたのに、他方でその構造・仕組みが生み出す失業や貧困や犯罪など多くの矛盾・社会問題を露呈していくことになった。横山源之助も、1899(明治32)年に発表した「日本の社会運動」(『日本の下層社会』所収、1899年)の中で「我国にも社会問題あり、階級の衝突あり、強者弱者の衝突あり、貧者の衝突あり、特に日清戦役以来、機械工業の勃興によりて労働問題を惹き起し、物価の暴騰は貧民問題を喚起し漸次欧米の社会問題に接近せんとす、加ふるに政治社会の墮落は年に甚しく今まや其の極点に達せり、嗚呼黒つき濁れる潮流は滾々として流がる、誰か我国に社会問題なしと言ふぞ」(岩波文庫版295頁、傍点省略)といわざるをえなかったのは、そのような状況を適切にうけとめたからにほかならなかった。

この時期でとくに重要なことは、貧困問題をはじめとする社会問題に対して、広い意味での社会的認識が生育し、定着するほどになることであろう。もちろん、その認識のひろがり、基本的

は個人責任をぬけだしていない官僚のそれから、社会的責任を認識する初期社会主義者のそれまで多様である。ともかく、この時代に入ると、貧困問題を無視しつつけることも、社会的関心なしにそれを見ることも、もはやできなくなったのである。

貧困問題に対する対策は、全般的にはそれまでももっとも重点のおかれてきた対応であったが、スラム街や労働者階級の形成のすすむこの時期にも、貧困への取りくみはやはり中心となる課題であり対応であった。たとえば明治30年代には、1874（明治7）年の恤救規則が時代の状況にあわないと判断した官僚や政治家によって、くり返しその改正の試みがなされた。1897年の恤救法案、救貧税法案、1898年の窮民法案、そして1902年の救貧法案がそれである。またまったく少数の先駆者によるもので、しかも惰民観を克服したわけのものではないが、貧困とその救助責任が個人にのみでなく、社会にもあるという視点、さらには貧困に対する国家責任や体制そのものを問う初期社会主義者の視点が登場した。とくにその中に工業化の進展を反映して、労働者の貧困を、国家経済とそれに必要な労働力＝生産力という視点をみすえて、社会的にうけとめる主張も登場したのが興味深いことである。たとえば、この問題に関連して、日本社会主義の先駆者・堺利彦が、この時代の後半に公けにしたものなるが、次のように訴えているのが興味深い。

「貧民労働者が其の悲惨なる境遇を自覚し、其の正面の敵手を認知し、而して当然そこに起り来るべき階級闘争の方策を建つ、是れ豈に公明正大の事に非ずや。是れ彼等の私慾に非ずして自衛の権利なり。是れ敵手に対する憎悪に非ずして同階級に対する犠牲の心なり。……」

僕等社会主義者が悲惨と罪惡との原因を社会の組織に帰すること、実に足下の言の如し。然れども社会主義者は決してそれが為に自己の責任を軽んずる者に非ず。社会主義者は社会と個人とを分離して考ふこと能はず、社会を離れて個人あることを信ずる能はず。故に個人の悲惨に陥り、罪惡を犯すを見るや、其の責任を個人に問ふの前、先づ元を社会に問はんと欲す。」

（「難者に答ふ」『直言』第2巻27号、1905年8月6日）

ほかに社会福祉・社会政策の領域一般をみても、惰民観が支配する状況下においてではあれ、上からの国家的対応、また下からの労働組合結成や民間団体・有志の動きがわずかではあるが、従来になく活発化しはじめたこともうかがえる。工場法案の作成と具体化の試み、感化法など実際に成立した社会福祉系立法の数々、労働組合およびその関係者による工場法などの要求の動き、また民間における各種研究会や慈善事業への積極的な取りくみが目立つ。ただ賃金労働者に対する社会政策領域の対応や動きと、社会福祉領域の対応や動きがほとんど結びつかず、バラバラに展開されたのが特徴であった。それでも、この時代には賃金労働者も下層社会の一員として窮民層と完全に切りはなされていたわけではなかったので、そのような対象においても、また片山潜、安部磯雄、横山源之助ら社会政策領域と社会福祉領域の介在者においても、2つの領域に接点らしいものは存在していた。むしろ2つの領域が対象においても運動の担い手においても距離をおくようになってい

くのは、第1次世界大戦以降に労働運動・社会主義運動が本格化してからのことである。

児童保護関係にかぎってこの時期をみても、対象、ないしは対応のひろがり是从前の延長上にあるものとみてよいが、対応の内容は日清戦争以前のそれを超える展開をみせることになった。なかでも育児・養育事業や感化事業において顕著な動きがみられるが、その際それらが産業革命という時期を反映して工業化に不可欠の労働者階級や労働者街、あるいはまだそれを包みこんでいた下層社会にかかわるものとして問題化した点にとくに注意をむける必要があるだろう。労働者家庭をふくむ下層社会の子女を対象とする貧児の教育施設や託児所の設立、非行児に対する感化施設の増加がその例である。この点は児童レベルを超えていえるほど、この時期の大きな特徴であった。たとえば先の工場法要求の動き、スラム街の形成に対応する片山潜のセツルメント活動、大草慧実、安達憲忠あるいは救世軍による無料宿泊所や労働紹介事業、足尾鉍毒事件とそれに対する被害民の運動などにも、工業化の轟音が各所に矛盾をまきちらす状況とそれに対して、ごく一部の、かつまだ脆弱な動きではあれ、反発なり反応をみせはじめる状況の到来がよくうかがえるであろう。

II 産業革命と児童養護問題

1

産業革命の到来と進行は、多方面にはかりしれない影響をまきちらすが、労働者家庭にも、またその子女にも直接ないしは間接に大きな影響を与えることになった。

工業化の進展は、当然大量の賃金労働者を必要とし、日常的にも、また世代的にも生産規模の拡大にみあう労働力の供給が順当に保証される再生産機構の整備・確立も不可避になる。そのため、これまでになく広範に労働者家庭の創出と定着がすすめられることになる。しかも賃金をはじめとする彼らの労働条件はきわめて低劣なものであり、家計補充のために自らの子女を労働力として労働市場に送りだす必要にもかられる。それに対して、労働力になりえない義務教育年齢以下の児童たちは、保育も教育も欠けたまま放置されかねないことになる。

その結果、この段階にいたると、労働者階級の児童は、一方で家計補充のための追加労働力として労働市場および職場における労働問題や劣悪な労働諸条件にさらされる機会がふえ、他方で労働者家庭の一員として当時あっては下層社会の典型である労働者街という雑錯、煩擾、そして汚垢にまみれた地域・環境の下にさらされることになる。当然、それは、社会政策の、また社会福祉の対象にならざるをえない状況といえる。というより、労働者階級およびその児童は、この期を境にたんなる極貧層や脱落層に劣らぬほど重要な対象になっていく。もはや労働者階級が一握りの層ではなく、量的にも、さらには質的にも資本主義生産の重要な担い手になっているのであれば、それ

は当然のことであった。ここに、この時期に極貧層の児童に加えて労働者階級の児童にも児童福祉対象のひろがりを一般的に拡大するにいたる状況をみてとることができるだろう。

もっとも、労働者に対するものなら、社会的な眼は、この頃はまだ児童に対してよりも、むしろ女性および一般労働者に対して強くむけられていたことも否定できないであろう。もちろん、児童労働に対しても、同情を示し、保護を訴える声は、個々にはそれ以前からすでに表出されていたし、この時期にもその声は決して消え去るものではなかった。たとえば、児童労働の劣悪な実態にせまり、それに対する同情を示したのも、労働一般に対する調査やルポルタージュの中にしばしばみられた。この産業革命期に公けにされた労働者状態や労働者生活に関する二つの古典的名著である農商務省『職事情』と横山源之助『日本の下層社会』でも、しばしば児童労働や下層の労働者家庭の児童生活の状況が紹介されていることはよく知られている。

しかし、産業革命期とはいえ、わが国の場合、労働者のひろがりでも、また児童のひろがりでも、児童労働のみがことさら社会問題化する段階ではなかった。むしろ社会福祉の流れとして、この段階で注目してよいのは、職場の局面における児童よりも、労働者階級の一員としての生活の局面、つまり労働者の家庭・住居や労働者街における問題、あるいはそこから派生する児童の問題であった。労働者街をふくむ下層社会における保育に欠け、放置されがちな児童の大量形成とそれにあう託児所や貧児教育の必要性の拡大などがその代表的な問題であった。それは、すでにその頃普及しはじめていた農村における子守学校に対応するように、工業化の過程で、都市や工場街においても新たに必要になった福祉的な対応であったといつてよいであろう。

2

日清戦争直後から、不況や三陸地方の大地震・大海嘯（1896年8月）があいついで襲来したことは、戦勝にわき、工業化に邁進する時期にも、早くもわが国に暗い影がおおいはじめたことがうかがえる。その暗い影は、失業者や下層社会に属する家庭の子女にとくに重くのしかかるものであった。彼らの教育にも労働にも衣食住にも、その影がおおっていたといつてよいであろう。

1886（明治19）年、小学校令の制定は義務教育としての国民教育の基礎を確立したといわれる。にもかかわらず、就学率の完全達成はその後も容易にはすすまなかった。この頃（1896年）、全国学齢児童は7,765,605人、うち就学義務者7,187,558人、さらにそのうち実際に就学したものは4,615,842人で、就学率64%に対して、36%にあたる2,571,217人が不就学の状態であった。この状態をみて、横山源之助は「貧民改良」のために貧民学校の必要を訴えた（『日本の下層社会』岩波文庫版328頁）。しかも彼の場合、自由教育や授業料全廃論による全階層単一の学校案は、貧民の実態を知らぬ理想主義的な構想にすぎず、事はたんに学費の免除のみでは解決しないので、むしろ現実の貧民学校の

多くが「不完全なる寺子屋的教育」(同上)にとどまることを考慮して、これを基礎により充実した専門の貧民学校を設立する方が現実的であるという主張をなすものであった。これは第13帝国議会で小学校授業料全廃の建議案が議題にされたことへの彼なりの反応の表現であったといえよう。

いずれにしろ、明治30年代の推移とともに、教育・学習機会に欠ける児童への対応として貧民教育への取りくみが目立っていく。とくに1900年の勅令による小学校令の公布が否応なく識者に貧民教育の必要を認識させる契機になっていく。その小学校令によって、全国の市町村に尋常小学校が設置され、義務教育6年間の就学が積極的にすすめられることになるが、その際、同令第33条に「(1)瘋癲、白癩、不具、廢疾又は貧窮の者に対しては就学を免除し、(2)病弱、發育不完全、及貧窮の者に対しては就学を猶予すること」という就学猶予条項が明記されたことが問題であった。それによって数字上の就学率の上昇ははかれるものの、同時に障害児や貧児から教育機会を奪うことにもなりかねないのであった。教育の義務化がこのような就学猶予条項をともなすすすめられる以上、そこからもれる児童も少なくなく、当然それに対する新しい福祉的対応の必要が生ぜざるをえなかった。もともと貧困が児童の責任でないのに、それに対する十分な対応策を欠いたまま、その種の児童にも猶予条項をもうけることは、のちに「十分な知的能力と健全な身体とを有する児童に対し、単に貧困なるの故を以て義務教育を免除するとは何事であるか」(小河滋次郎・杵淵義房『本邦社会事業』冬夏社、1921年、240頁)と批判されることにもなるのである。

ただ貧困なるが故に正規の学校に通学できぬ児童に対する貧児教育施設や、のちにふれる収容施設が明治30年代に目立ってふえていくのは、そのような事情の故でもあった。この頃すでに活動実績をつみ、かつその後も長く維持される正規の小学校のみをみても、子守学校を別にして、函館の社団法人鶴岡尋常小学校(1877年創立)、横浜の私立尋常恵華学院(1882年創立)、東京の財団法人同善小学校(1886年創立)、松山の私立松山夜学校(1891年創立)、横浜の私立平沼小学校(1898年創立)などがあり、またこの時期にその名を広く知られるようになった小学校としては、東京周辺に限っても、万年小学校、鮫ヶ橋小学校、玉姫小学校などがあつた。

以上のような正規の尋常小学校のほか、一層簡易で組織性や継続性も満たしていないものまでふくめれば、不就学貧児を対象にした富山県の四方育児院(1902年創立)のような貧児教育施設は相当多数にのぼる。とくに全国のスラム街・労働者街には集中的にその種の簡易な施設が設置されていた。横山源之助が「東京の最下層」や「東京の三大貧窟」(『日本の下層社会』岩波文庫版22頁)とよんだ四ツ谷鮫河橋、下谷万年町、芝新網にも、尋常小学校のほか識者による貧民教育場が存していた。有信学校(鮫河橋)、共同夜学(万年町)、愛憐学舎(新網)などがそれで、いずれも施設といえるほどの施設もなく、個人的努力による寺子屋風の教場で、習字、読書等を低廉な学費で教授する施設であった。学習するにもこのような施設にしか通えぬ児童をとり囲む環境は、「一ト度足を路次に入れば、見る限り襤褸を以て満ち余輩の心目を傷ましめ、……人間の階級斯くまで相違する

ものあるかを嘆ぜしむ」(横山源之助前掲『日本の下層社会』岩波文庫版23頁)ほどのもので、このような状況こそ、同じ頃、学習院で上流階級の子女のために奉職していた野口幽香と森島峯にスラム街の児童のために保育と教育を通して生涯を捧げる決意をさせるものであった。

3

野口幽香が底辺の労働者街でわが国における最初の貧民幼稚園を創設したのは、産業革命の真只中の1900(明治33)年のことであった。それに遡って、1897年、片山潜らが東京・神田三崎町に創設したわが国最初のセツルメント活動といわれるキングスレー館の事業にも、活動目標として貧民幼稚園がふくまれていた。しかし永続的な事業として成功したわけではなかった。

野口は兵庫県姫路市の士族の出であるが、1890(明治23)年、東京高等師範女子師範学科(現御茶の水女子大学)第一回生として卒業したあと、わが国最初の幼稚園として1876(明治9)年に創設されていた母校の付属幼稚園に奉職した。4年後の1894年に創設されたばかりの華族女学校幼稚園部に森島峯と共に移るが、それ以降毎日の通勤の途次に彼女の心をとらえることになるのが、はなばなしい工業化の中で、それに必要な労働力、しかも下級労働力としてスラム街に滞留する労働者の子女の姿とそれをとりまく環境であった。

「路上を見れば貧乏人の子沢山、世間の児童は学校に出で文字を習ひ居るに拘らず、貧民の児童は偶々家に在れば喧嘩を好める父母の下に叱責せられ鞭達せられ、日中常に外に出で、或は菓子屋の前に羨ましげに立ち、或は群を為して路上に戯れ狂ふ、斯くの如くにして生長し、斯くの如くにして或は掏兒竊盗の群に入り、或は乞食と為り、然らざるまでも親しく一つの職業に身を置くは少なく、父母より得たる自然の俵の然かも汚濁なる空気、食物、発達の不健全なる体力を用ひて力役に従事し辛うじて一生を送るのみ、其の間何等教育を加へらるゝことなく思想を養ふことなきなり。」(横山源之助前掲『日本の下層社会』岩波文庫版326頁)

この横山が描写したとほぼ同じ状況を、野口は、永田町の華族女学校に通う道すがら、毎日自らの目で確かめざるをえなかった。そのたびに、本当に教育や保育の必要なのは、上流階級の子女であるよりも、このような底辺労働者の子女ではないのだろうかと思えるようになり、いつの日かそのための幼児教育施設の設立を夢みるのであった。そして女子高等師範付属幼稚園以来の同僚で、アメリカで教育をうけたこともある森島峯と共に、麴町区番町にキリスト教主義に立つ二葉幼稚園を創設するのは、1900(明治33)年1月10日のことであった。

わずか6人の園児からはじまった施設は、キリスト教主義やドイツの幼稚園の先駆者フレーベルの思想に支えられて年々発展していく。2度の移転のあと1906年、四谷区鮫ヶ橋66の地に御料地を下賜されて新築移転する頃には、二葉幼稚園もしっかり根づき、強固な基礎を日本の最底辺に築くほどになっていた。

その頃には、園児も120名に達し、幼稚園とはいっても時間を限定しない保育園の役割もはたしていた。1915(大正4)年、幼稚園の保育園への改称と収容児童年齢の拡大、翌1916年12月、新宿旭町に分園設立、1919年、小学部の付設(1922年3月、東京市立鮫ヶ橋国民学校分教場に編入移管)などと事業を拡大するが、ほかにも母子ホームとしての母の家、子供クラブ、人事相談、児童の保護教導、国民学校の放課後の教育指導、昼間児童治療所、授産事業、白米等の廉売事業等もあわせ行ない、わが国における貧民幼稚園・貧民保育園の先駆として大きな足跡を残すことになる。

4

野口幽香自身は、二葉幼稚園の創設後も兼務をしていた華族女学校(学習院)幼稚園を1922年3月、28年間の勤続に終止符をうって退職した。以後は二葉保育園の事業とキリスト教の信仰・伝導の道に専念する。1935年には二葉保育園の事業も徳永恕に託して背後に退き、信仰中心の生活に入っていく。

野口は、士族出の教育者を父にもち、当時女性にとってはほとんど開かれていなかった最高学府に学び、その後も上流社会の中で奉職する機会をえながら、むしろ強く心をひかれたのは、上流社会が無視したり犠牲にしたりしたスラム街と、そこでの児童であった。

ただスラム街とそこに押しこめられた住民の生き様は、社会的矛盾の象徴でありながら、野口には個人的な信仰や道義心を超えて、社会批判や社会的視野でそれをうけとめることはできなかった。その点では、当時の慈善事業家のほとんどすべてと同じであった。すなわち、そのよってくる真因をつきとめ、場合によっては国や権力と対抗関係に立ってまで事の解決にあたろうというのではなかった。確かにその心は誠実で美しく、その信念は潔く強かったにしろ、発生した諸問題の事後処理を個人的な信仰やヒューマニズムの心であたるという範囲にとどまるものであった。もっとも、そのような普遍倫理の上に立つからこそ、女子高等師範や学習院という上流社会に片足をおきながら、それと対極にある最下層の社会にもう1つの足をふみ入れる際、ことさら矛盾やズレを知覚することなく、むしろ上流社会に関係する立場をプラスの方向に積極的に生かして自らの活動を支えることもできたわけである。たびかさなる天皇・皇室や国の慈恵・施しをただ感謝し感激してうけとめる姿は、野口に固有のというよりも、戦前を通しての慈善事業家さらには社会事業家の1つの実像であったといえよう。

それにしても、当時の状況を考えれば、野口らの功績は大きく、それをいかに高く評価しても何ら高すぎるといえることはないだろう。下層社会が形成され、次第にその中でも賃金労働者とそれ以下のスラム住民とに階層分化していく過渡期にあって、はじめて、しかもその後生涯をかけて下層労働者およびスラム住民の児童に対する保育・教育事業にうちこんだことは、幼稚園といえ上流階級か、せいぜい中流階級までの子女に供されたにすぎなかった当時であれば、時代をはるかに超

えていたといわねばならない。やがて、ただ一個の先駆者が献身的に事業にうちこむのでは、多発し大量化する社会問題に対処しきれなくなる前夜にあって、なお一個の先駆者の手でも社会的矛盾を辛うじて糊塗しえた時代の中でも、野口の事蹟は際だった光彩を放つものであったといえるだろう。

5

一般の託児所・保育園や孤児院について一言すれば、日清戦争以前の時期の卓越したいくつかの活動につづいて、この時期にもひきつづき積極的な活動が推進された。わが国で最初の孤児院として知られるキリスト教主義にたつ横浜の菫女学校、仏教主義養護施設の源流ともいえる福田会育児院、石井十次の岡山孤児院、北川波津の東京孤児院とその後身の東京育成園、地方にあって早くから活動した愛知育児院、塘村虎五郎の貧児寮、小橋勝之助の博愛社などもひきつづき事業を継続していたほか、この時期に創設され、かつその後も長く維持される施設の登場も少なくなかった。とくに1896(明治29)年8月、三陸地方に襲来した大地震・大海嘯が多数の犠牲者をだし、その結果、身寄りを失った児童も相当数にのぼるが、この災難が、被災児童の収容のために、既存の施設に拡張を促したほか、各地に養護施設の新設や拡充の気運をたかめることになった。岡山孤児院の拡充(震災孤児院の開設)もそれを契機にしたものにほかならなかった。

この時期に新設された施設を一瞥すると、まずわが国ではじめて保育園の名称を用いたといわれる小児保育園が目につくが、その創設は、1896(明治29)年7月であった。高知県出身の医師・佐竹音次郎が鎌倉町(現鎌倉市)腰越に創設したのがそれで、名称は保育園でも、家庭主義に立つ孤児院=児童養護施設であった。ちなみに同施設は1906年5月に同町大町に移転し、名称も鎌倉小児保育園と改められる。さらに大正に入ってから、海を超えて朝鮮、台湾、中国にも支部を設立する。現在も鎌倉市内佐助において約80年の歴史の重みをうけとめて、該事業が継続されている。角倉嗟峨子の横浜孤児院が、本郷定次郎の創設した(1891年)育児暁星園をひきついで新しい歩みをはじめたのもこの時期の1899年であった。三陸地方の災害が一つの遠因となり、かつ石井十次の講演によって刺激されて、自らも孤児の境涯を味わったことのある佐々木五三郎が東北育児院(現弘前愛成園)を創設したのも1902年であった。また二宮ワカが出征軍人家族の幼児、さらには労働者・貧窮家庭の幼児を保育する目的で横浜ではじめた相沢託児園も1905年の創設であった。

そのほかこの時期に創設されたもので、継続性を維持できた施設名をびろいあげれば次のとおりである(『感化救済小鑑』内務省地方局、1910年、ほか)。

1899年——新潟育児院、海南慈善会、京華養育院、阿波国慈恵院、遠江救護院

1900年——甘露孤児院、岐阜清水育児院、豊橋育児院

1901年——越佐仏教育児園、和敬孤児院、山陰慈育家庭学院、仏慈養育院

1902年——四方育児院、魚沼孤児園

1903年——富士育児院

1904年——佐世保孤児院，羽陽仏教育児院

1905年——長浜育児院（滋賀県育児院の前身）

1906年——東京仏教孤児院，伏見慈善会，洗心孤児院，鳥取育児院

以上のように8年間に限ってみても，その新設は全国にわたっており，たしかに目をみはらせるものがあったといえるであろう。

Ⅲ 産業革命と感化事業

1

産業革命期における特徴の1つは，工業化の進展に対応する労働者の増大と階級としての結集であった。工業化は，各地に工場地帯と都市を形成するが，当然それは，下層社会に属する工場街・労働者街をも生みだすことになった。その地域には粗末で汚れた住宅が並び，そこに住む住民も埃にまみれた風態を特徴にしていた。経済的にも，また健康・衛生上も劣悪な環境は，児童に対しては非行や不良化の温床となりやすく，この面でも工業化の進展は新しい社会問題を生みだし，拡大していくことになった。

非行にかかわる感化事業については，すでにみたように比較的早い明治10年代に懲罰・処罰にかえて，訓育・善導という近代的な理念と方法が導入された。それが明治20年前後から感化事業として実践的にも根づきはじめ，この明治30年代には民間レベルにおいてではあるが，本格的に機能することになる。その結果，民間感化事業・施設の発展を基礎に，この時代に児童福祉の領域では最初の体系的な福祉立法といえる感化法の成立をみることになるのである。

日清戦争後，感化施設として1897（明治30）年，三重感化院，備作恵済会（当初は保護院のみ，翌98年に感化院も付設），1898年，東京市養育院付属感化部（正式には1900年発足，1904年に東京市養育院井の頭学校に改称），1899年，広島感化院（広島修養院），阿波国慈恵院（徳島学院），1900年，岐阜清水育児院，1901年，山陰慈育家庭学院などがあいついで創設された。

同じ頃，留岡幸助は，長年抱懐してきた理想と国内およびアメリカでの体験にもとづいて同様の活動に着手した。それは，家庭主義に立ち，信仰，教育，労働を重視する現代にもなお生きる理念と方法に依拠するものであった。その視点に立てば，感化という用語さえ，該事業のあるべき姿を体していないことになり，それを超えてより新しい理念をもちこんだ家庭家校という名称を冠した施設の創設にすすむのであった。1899（明治32）年11月，東京市西巢鴨に創設された施設がそれである。

留岡幸助は1864（元治元）年3月4日、備中国高梁藩（現岡山県高梁市）で生れた。米商人留岡金助の養子となり、町人の子として成育した。徳川幕府の崩壊後、四民平等の時代に入ったにもかかわらず、町人として士族との身分上の差別をしばしばうけた体験が1つの契機となって、キリスト教に接近。ほどなく高梁教会で洗礼をうけた。1885（明治15）年、同志社神学校に入学し、在学中、キリスト（教）の光に照らされるべき日本の暗黒面として監獄と遊廓という2つの社会問題に強い関心を示すほどになった。ただ2つの事業に精力を分散することの非を考えて、もっとも対応が遅れていた監獄問題の方に専心する決意をした。

卒業後、まず丹波地方を皮切りに伝道生活にうちこんだ。1891年、信仰上の師であった金森通倫より北海道空知集治監での教誨師の仕事すすめられた。留岡は、監獄問題にとりくむ好機到来と、未開の極北の地にもかかわらず、空知行をえらんだ。その結果は、実り多い4年間となり、やがて大きく飛躍する日への基礎づくりの機会を与えられることになるのであった。この空知で、彼は2つの大きな収穫をえた。1つは入獄者の調査から犯罪・非行問題における児童期の重要さを強く認識したことであり、もう1つは感化事業をつうじて終生協力しあうことになる有馬四郎助と知りあったことであり、さらにもう1つは地域住民・地域開発の問題に関心を深める契機を与えられたことである。彼の生涯、とくに感化事業への取りくみを考える場合、この地でえた3つの収穫は忘れることができないであろう。

その後1894年からおよそ2年間、彼は少年犯罪・非行問題とその処遇の研究のために、経済的窮状をおしてアメリカにわたった。帰国後、巢鴨監獄の教誨師や警察監獄学校教授の職についたのち、1899年11月、内村鑑三、松村介石、小河滋次郎、巖本善治、渋沢栄一、河上新太郎らの協力をえて、家庭学校を創立した。さらにおよそ15年後の1914（大正3）年、北海道北見地方の紋別郡遠軽村社名淵（現遠軽町留岡）に広大な原野の払下げをうけて分校を設立した。これがやがて、牧野虎次、今井新太郎、生江孝之、国沢新兵衛らの協力をえて活動の本拠になっていくが、のちには道庁より少年教護院の認可もうける。そして活動の拡大・安定にともない、児童相談所の開設、後援会の組織化、雑誌『人道』の発行などもすすめていく。ちなみに、巢鴨の本校では1899年～1936年までに入校785人、改善卒業566人、分校では1914年以来、入校267人、改善卒業167人を記録している（『社会公共事業史』社会事業調査会、1941年、400頁）。

この家庭学校の卓越さは、すでにその名称にも明快にうかがえる（吉田久一『改訂・日本社会事業の歴史』勁草書房、1966年）。それは、留岡の一貫して依拠することになる児童養育や感化の理念と方法を見事に描出する表現であった。キリスト教的情操教育、労作主義、家族舎教育、つまり信仰、教育、労働、そしてそれらのよりどころとなる家庭といったものを処遇方法の基礎にすえる対応がそ

れであった。当時でも、家族主義ないしは労作主義を方針とした施設は、岡山孤児院、甘露孤児院、博愛社、愛知育児院など少なくはなかったが、留岡および家庭学校のそれは、他にぬぎんでた位置にあったものといえる。

しかも現実の活動・事業の経営、理念、そして理想を一連の体系として理解していることが大きな特徴であった。実際に留岡の偉大さは、苦難を恐れずに、それに対決し、多くの障害を超えて、事業をたんなる夢や空想として終らせずに、現実のものにしたことにあった。理念・方法・土地・施設・協力者・後援者など全般にわたって心をくだし、またそれらを一つに統合することに成功したわけである。それだけに、未開の大原野に、一種のユートピアを構想し、そこで労働や教育や信仰を通して少年たちが自立更生し、社会人として成育ないしは再出発することを追求する雄大なまろみをも、堅実な生きたドラマとして肉化することができたといえよう。

この産業革命期に、専門慈善事業家の輩出と処遇の専門化がようやくはじまるが、留岡は、地方自治など多様な活動に関係しながらも、とくに感化事業を専門事業とし、それを近代的な理念・目標と処遇・方法をもつものに昇華した。その点では、当時においても、さらには戦前を通して、彼をもっともすぐれた専門事業家の一人と位置づけても何ら異をはさむことはできないであろう。

ただ彼ほどに深い洞察と理念、また着実な信念と方法で取りくんだものでも、なお国家や権力と対決しかねないほどの社会的視野を抱くまでにはいたっていなかった。天皇・皇室関係の下賜や拝謁を限りない榮譽としてうけとったり、また国の社会事業政策の元締めでもあった内務省と協力関係にあったりした点では、石井十次や野口幽香らと同じで、国の政策や姿勢と対決してまで、感化事業にうちこみ、それを前進させるというものではなかった。そこに彼の社会事業家としての限界をみるとしても、その点のみをことさら強調すれば、彼への評価としてはやはり一つの誤りを犯すことにもなるだろう。いまだ明治30年代という資本主義の揺籃から確立にむかう時期に、時代を超え現代にも生きる理念をうちたて、さらには実践の足跡をのこした功績ははかり知れない大きさのものであった。この点は強調してもしすぎることはないといってさしつかえないであろう。月並みな表現ではあるが、留岡の事蹟は今なお超えられず、生きているといわねばならない。

3

留岡の家庭学校が出発した翌年、感化法が制定された。1900(明治33)年3月のことである。

民間レベルでは感化事業の進展がみられながら、国による対応・行政の基礎となる立法が欠如していた状況に鑑み、明治30年代に入ると、窪田静太郎、小河滋次郎、洪沢栄一、小松原英太郎、三好退蔵らは国のそれへの取りくみの必要を痛感した。その尽力の結果、官民の広い支持もえられ(『感化教育』1930年6月号)、西郷従道内務大臣の下で最初の感化法の立法化が実現した。児童にもかかわる工場法の制定に先立つこと11年、児童福祉領域では最初の近代的理念に支えられた立法であ

った。

その主な狙いは、訓育・善導という教育主義・保護主義の確認、院内収容原則とそれにもとづく各道府県立感化院の設置奨励、また国による民間の感化院・感化事業への指導性の確立にあった。

もちろん、感化法は、「始めて純然たる訓育主義を採るに至った」(小河滋次郎・杵淵義房前掲『本邦社会事業』270頁)ものとはいえ、この段階で感化行政が訓育主義・保護主義一色にぬりつぶされたわけではない。児童の権利という視点の弱さ、具体的運用における検察・警察官の関与などの点では、なお問題をふくむものであった。それらの前進、つまり児童を人間としてうけとめ、児童そのものの成長や幸福を第一義に考える対応への前進は、なお長い年月を要することになるのである。

この段階で、国がとくに感化施設の建設を奨励したことに関しては、工業化・都市化の進行にともなって非行に關与する児童の数が増加傾向にあったことや、非行化・不良化の増大は国の存立の基礎をおびやかすものであることに加えて、この年から監獄費が地方費負担から国庫負担に変わったため(小河滋次郎・杵淵義房前掲『本邦社会事業』270頁)、その軽減された経費を感化院設立にむけるよう道府県を指導するという意味もあったことに留意する必要があるだろう。

ただこの立法では、感化院設立が各府県の任意であったため、政府の指導にもかかわらず、設立はほとんどといっていいほど進まなかった。1908年にいたっても、神奈川、秋田、埼玉の三県立と東京市立の計4院が公立として設立されただけであった。またその頃は、一般犯罪に対する免囚保護事業が積極化している時期であったのに、感化院を退院したあとの児童保護事業の面では、なお対応がきわめて遅れていた。1904年の改正につづいて、1907(明治40)年4月の刑法制定を機に、翌1908年、感化法の改正を行わざるをえなくなるのは、それらを補強する必要からであった。その結果、1908年以後、道府県に感化院の設置が義務づけられることとなり、児童をめぐる感化事業の状況が大きく変わることになった。とくに刑法で14歳未満の児童の行為が責任を問われなくなったことや、旧刑法時代に依拠された懲治場も廃止され、児童の非行は司法処分から行政処分へ転換されたので、非行・不良少年はすべて感化法で処理されるようになったことの2つも加わって、各地で感化院の設置が緊急の課題となっていくのである。なお感化院の在院費は原則として在院者の扶養義務者の負担であるが、その負担能力に欠けるものにはそれを免除した。また感化院費は道府県の負担になるが、国による設置強制にともない、その1/6~2/6を国が補助することになった(小河滋次郎・杵淵義房前掲『本邦社会事業』275頁)。その結果、1908年以降、道府県立の感化院が急増していくことになる。その中には施設・理念ともに高く評価される大阪修徳館(府立)などもふくまれていた。

最後に、次の時代の動きになるが、感化法は1910年に再改正される。さらに1917年8月には、国立感化院令の公布によって、国立感化院の設立も計画される。もっともその時にもしばらくは、国立のそれは、1919年3月、埼玉県大門村に設立される武蔵野学院一カ所にとどまり、基本的には1908年

改正法に沿う道府県立の施設への依拠と地方長官の管理権限下に民間施設を代用する方向が継続される。その意味では感化法が最初の体系的な児童保護立法として制定され、ついで道府県に責任や権限が大幅に移管される方向で改正されるこの産業革命の時代こそ、留岡らの活動とあわせ考えれば、戦前の感化事業の足跡としては、もっとも注目すべき時期とってさしつかえないであろう。

おわりに

以上のように産業革命期においては、その時期を特徴づける工業化の高まりと、その醸成する矛盾が社会福祉の対象や問題にも大きく影をおとすことになる。経済や労働者の問題が時代の前面に押しだされてくる状況が、福祉問題にも色こく浮きでてくるわけである。

福祉全般としてみれば、この時期は、それに先立つ日清戦争前の時期に広範な領域や問題に一通りまかれた福祉の種が、まず限られた領域中心にはあるが、芽をだし生育する段階である。もちろん個別問題の中には、その時期以前にはまったくみられなかった新しい対応といえるものも少なからずみられた。アイヌ人関係、公害、伝染病・「精神病」などの医療、女性の保護や教育、労働者保護などの問題がその例である。ただ、この時期には、一部を除けば、それらは真正面から、あるいは深く立ち入って取りあげられたり、大きな実りを取めたりしたわけではなかった。それらの本格的な開花は、いずれも明治末以降に待たねばならないのである。

児童保護に限定して考えれば、育児・託児事業と感化事業がこの時代の柱となる活動であった。それらはこの時期にはじめて登場したものではなく、すでにそれ以前から取りくまれていたことでもあった。したがって、この時期は、前期の実績の上に新しい理念や方法や活動が付加されることになる段階とってよいであろう。とりわけ資本主義の発展とそれに付随する諸事態が、児童保護領域にも強く影響していることが大きな特色であった。つまり、資本主義化に不可欠の要素である工場や労働(者)や都市の埃り・汚れ・騒音・轟音・不衛生・不健康が児童保護領域にも深く入りこみ、そこでの一つ一つの問題をもおおいはじめていたということである。この時代に大きく頭を上げた児童労働に対する保護、工場街・スラム街の貧児学校・幼稚園・託児所はもちろん、非行問題や養護問題とそれに対する施策からも、その臭いをかぎとることができるだろう。

それにもう一つ、この時代にはとりわけ児童保護領域において、専門事業家が成育し、さらには数を増していくことが忘れられない。石井十次、石井亮一、塘林虎五郎ら前の時期からひきつづき同じ事業を継続した人たちにも、また留岡、野口幽香、佐々木五三郎らこの時代以降にはじめて顕著な活動を展開した人たちにも、その姿をみることができるだろう。

しかし前期にひきつづいて、留岡、野口などすぐれた個人の努力がことさら目立つ段階もなお続くのであった。そのような個別的な努力中心の対応のみで、それらが組織化されることや、一般にま

わが国における産業革命下の児童保護

で裾野がひろがることなくとも、またつぎはぎの理念や、未整合の理念と行動の関係が残存したとしても、矛盾が表面化したり、致命的なまでに社会秩序の動揺や大衆の不安・不満の爆発を招いたりすることは、ともかくも抑止しえた段階であった。すぐれた先駆者の個人的努力のみでは行きづまり、組織的な、また社会的な取りくみが不可欠になるのは、日露戦争後であり、さらに、それがますます重要な意味をもつようになるのは、第1次世界大戦後とってよいだろう。その点では、この時代は、なおすぐれた個人の努力がことさら意味をもつ時代であった。またそれらの事業家の努力によって、各々の内にひそむ理念と行動の矛盾が表面化せずにカバーされえた時代であった。しかし産業資本の確立は、福祉領域にあって慈善事業からの脱皮ないしはその組織化を不可避にする時期、そして理念と行動の整合性を可能なかぎり求める時期の到来をすぐ目の前にしていたのであった。

(経済学部教授)